

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成17年10月21日京都市条例第23号）（理財局税務部主税課）

平成18年3月31日に適用期限が到来する市民税の法人税割の税率の特例措置について、その適用期限を5年延長します。

この条例は、平成17年10月21日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第23号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第4条の2中「平成13年4月1日」を「産業の振興及び社会基盤の整備に資するため、平成18年4月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例附則第4条の2の規定は、平成18年4月1日以後に終了する各事業年度分、各連結事業年度分又は各計算期間分の法人税割及び同日以後の解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割について適用し、同日前に終了した各事業年度分、各連結事業年度分又は各計算期間分の法人税割及び同日前の解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割については、なお従前の例による。

(理財局税務部主税課)